

# 一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の合併に伴う「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

- 受託契約準則の一部改正新旧対照表…………… 2
- 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 3
- E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 4
- 発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 5
- 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 6
- 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 9

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>    公社債投資信託の受益証券 100分の85</p> <p>    その他のもの 100分の80</p> <p>(14) (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が発表する時価</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>    公社債投資信託の受益証券 100分の85</p> <p>    その他のもの 100分の80</p> <p>(14) (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人投資信託協会</u>が発表する時価</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(MBOに係る遵守事項)</p> <p><b>第444条</b> 上場会社は、次の各号に掲げる事項(当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行わなければならない。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして当取引所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第402条第1号h、j、k、aq又はarに掲げる事項(支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者(当該事項と一連の行為として行われる公開買付け(第1号に掲げる場合を除く。))によって、新たにこれらの者になった者を除く。)が関連するものに限る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)</p> <p><b>第455条</b> (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年2月27日から施行する。ただし、第455条第2項の改正規定は、令和8年5月25日から施行する。</p>	<p>(MBOに係る遵守事項)</p> <p><b>第444条</b> 上場会社は、次の各号に掲げる事項(当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行わなければならない。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして当取引所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第402条第1号h、j、k、aq又はarに掲げる事項(支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者(当該事項と一連の行為として行われる公開買付けによって、新たにこれらの者になった者を除く。)が関連するものに限る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)</p> <p><b>第455条</b> (略)</p> <p><u>2 上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J-IRISS(日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。)への情報の登録を行うよう努めるものとする。</u></p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p><b>第7条</b> 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の会員であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第14条</b> 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第7条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>一般社団法人資産運用業協会</u>の会員でなくなった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p><b>第7条</b> 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が<u>一般社団法人投資信託協会</u>の会員であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第14条</b> 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第7条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>一般社団法人投資信託協会</u>の会員でなくなった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p><b>第4条</b> 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）</p> <p>    公社債投資信託の受益証券 100分の85</p> <p>    その他のもの 100分の70</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が発表する時価</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p><b>第4条</b> 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）</p> <p>    公社債投資信託の受益証券 100分の85</p> <p>    その他のもの 100分の70</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</p> <p>    <u>一般社団法人投資信託協会</u>が発表する時価</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p> <p><b>第601条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 規程第601条第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同条第7号に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。</p> <p>(1) 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は<u>第18条の2第4項</u>に規定する承認を得た場合</p> <p>当該承認を得た期間の経過後8日目(休業日を除外する。)の日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～16 (略)</p>	<p>(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p> <p><b>第601条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 規程第601条第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同条第7号に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。</p> <p>(1) 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は<u>第17条の15の2第4項</u>に規定する承認を得た場合</p> <p>当該承認を得た期間の経過後8日目(休業日を除外する。)の日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～16 (略)</p>
<p>(新株券の上場に係る料金)</p> <p><b>第713条</b> 上場会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。)は、次条が適用される場合を除き、新たに発行する株券の上場に係る料金として、1株当たりの発行価格(上場株券を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券の発行にあつては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券の最終価格)に新たに発行する株券(規程第303条の規定の適用を受けて上場する株券を除く。以下この条において同じ。)の数を乗じて得た金額の万分の4に相当する金額を、当該新たに発行する株券の上場日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあつては、当該新たに発行する株券の上場日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。ただし、当該料金は、支払期日ごとに800万円を上限とする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(新株券の上場に係る料金)</p> <p><b>第713条</b> 上場会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。)は、次条<u>第1項</u>が適用される場合を除き、新たに発行する株券の上場に係る料金として、1株当たりの発行価格(上場株券を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券の発行にあつては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券の最終価格)に新たに発行する株券(規程第303条の規定の適用を受けて上場する株券を除く。以下この条において同じ。)の数を乗じて得た金額の万分の4に相当する金額を、当該新たに発行する株券の上場日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあつては、当該新たに発行する株券の上場日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。ただし、当該料金は、支払期日ごとに800万円を上限とする。</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)</p> <p><b>第719条</b> 規程第705条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p>	<p>(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)</p> <p><b>第719条</b> 規程第705条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p>

- (1) 規程第419条
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) 規程601条第10号 b (規程602条第 1 項第 4 号又は同条第 2 項第 3 号による場合を含む。)
- (7) (略)

- (新設)
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (新設)
- (5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 改正後の別添 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は連結会計年度の最初の四半期会計期間又は四半期連結会計期間から適用し、同日より前に開始する事業年度又は連結会計年度の四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

**別添 4 四半期財務諸表等の作成基準**

四半期累計期間（第 2 四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第 2 四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

**（四半期財務諸表等の作成）**

**第 4 条** 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 37 号」という。）に準拠するものとする。
- (2) 財務諸表等規則第 149 条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン 149 の取扱い（連結財務諸表規則第 120 条及び連結財務諸表規則ガイドライン 120 において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第 149 条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン 149 の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

**別添 4 四半期財務諸表等の作成基準**

四半期累計期間（第 2 四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第 2 四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

**（四半期財務諸表等の作成）**

**第 4 条** 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 12 号」という。）に準拠するものとする。
- (2) 財務諸表等規則第 149 条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン 149 の取扱い（連結財務諸表規則第 120 条及び連結財務諸表規則ガイドライン 120 において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第 149 条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン 149 の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

財務諸表等規則ガイドライン149-6	(略)	
	規則第137条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第37号第24項(17)に規定する重要な後発事象

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 企業会計基準第37号第24項(1)、(2)、(3)又は同第32項(1)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第37号第24項(4)又は(5)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第37号第24項(6)に基づく期中特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第37号第24項(7)及び同第32項(2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第37号第24項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第37号第24項(12)に基づく継続企業的前提に関する注記

(9) 企業会計基準第37号第24項(20)に基づく修正再表示に関する注記

(10) 企業会計基準第37号第33項に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

財務諸表等規則ガイドライン149-6	(略)	
	規則第137条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第12号第19項(19)又は第25項(18)に規定する重要な後発事象

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 企業会計基準第12号第19項(2)、(2-2)、(3)若しくは(3-2)又は第25項(1)、(1-2)、(2)若しくは(2-2)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第12号第19項(4)若しくは(4-2)又は第25項(3)若しくは(3-2)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第12号第19項(6)又は第25項(5)に基づく四半期特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第12号第19項(7)又は第25項(5-2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第12号第19項(13)又は第25項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第12号第19項(14)又は第25項(12)に基づく継続企業的前提に関する注記

(9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

(10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 第6条（上場廃止日）関係</p> <p>第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(5)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(5)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第5条第1項第1号又は第2項各号（第3号及び第7号を除く。）に該当することとなった銘柄</p> <p>当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 第5条第2項第7号に該当することとなった銘柄のうち、前3(4)において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第13項第1号の規定に該当するもの株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日</p> <p><u>(5) 第5条第2項第7号に該当することとなった銘柄のうち、前3(4)において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第13項第1号の規定に該当しないもの</u></p> <p><u>株式の取得がその効力を生ずる日の翌営業日</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年2月27日から施行する。</p>	<p>4 第6条（上場廃止日）関係</p> <p>第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(5)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(5)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第5条第1項第1号又は第2項各号（第3号及び第7号のうち前3(4)において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第13項の規定に該当するものを除く。）に該当することとなった銘柄</p> <p>当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 第5条第2項第7号に該当することとなった銘柄のうち、前3(4)において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第13項の規定に該当するもの株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p>